

令和 8 年 5 月第 7 回 松阪市教育委員会定例会会議録

令和 8 年 5 月 26 日（火）教育委員会室

議決事項

議案第 18 号 松阪市小学生の朝の居場所づくり事業に関する規則の制定
について

議案第 19 号 社会教育委員の委嘱について

議案第 20 号 松阪市教育支援委員会委員の委嘱について

報告事項

報告第 27 号 松阪市総合体育館あり方検討委員会設置要綱の制定について

報告第 28 号 松阪市給食費負担軽減交付金交付要綱の制定について

報告第 29 号 令和 8 年度 4 月児童生徒の問題行動等について

報告第 30 号 みえ松阪マラソン 2026 の開催について

その他

EXILE CUP の開催について

出席者

教育長	中 田 雅 喜
委員（教育長職務代理者）	安 岡 幹 根
委員	松 岡 曜 子
委員	川 口 正 人

欠席	委員	川 端 有 美
----	----	---------

出席事務局職員

事務局長	若 山 幸 則
事務局次長	熊 野 佳 幸
教育総務担当参事兼教育総務課長	西 浦 有 一
学校教育課長	丸 山 竜 平
学校支援担当参事兼学校支援課長	脇 葉 敦
学校支援課担当監	森 本 好 洋
子ども支援研究センター所長	中 西 祐 司
給食管理担当参事兼給食管理課長	瀬 古 英 司

生涯学習課長
スポーツ課長
中部台管理事務所長

山 中 一 人
吉 田 和 敏
鈴 木 清 弘

傍聴者 0 人

午後 1 時 30 分 開会

○教育長

ただいまから令和 8 年 5 月第 7 回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。
傍聴の申し出はございませんでしたので、ご報告申し上げます。
それでは、事項書に従い進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
まず、議案第 18 号「松阪市小学生の朝の居場所づくり事業に関する規則の制定
について」につきまして、事務局から説明願います。

【議案第 18 号 生涯学習課長から説明】

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。
(委員から「なし」の声)

○教育長

募集人員について教えてください。

◎事務局

現在の募集人員ですけれども、6 月 1 日から開始される天白小学校につきましては、1 名の方の応募があり、6 月 1 日から実施される予定です。徳和小学校につきましては、7 月 1 日から実施する予定で、現在募集中のため、人数はまだ把握できておりません。

○教育長

天白小学校で 1 名の応募であったことに関して、どういうふうに捉えているのか、その後何か対応を考えてることがあったら教えてください。

◎事務局

今回 1 名ということだったのですが、当初のアンケートではもっと多くの方が応募される見込みがありました。昨年 9 月に実施しましたアンケートでは、お金の負担は伝えず、「学校授業日の朝に児童の見守りがあれば希望しますか」という質問に、52 名の方が希望するといった回答でありました。

しかしモデル事業等を行っている他の自治体を調べたところ、平均して 1 日 1.5 人や 2.5 人と、大体 1 人 2 人の利用であったという現状がございまして、松阪市としても、実質 1 人 2 人ぐらゐの利用なのかなというところが、今、私どもが考えているところでございます。

○教育長

2,000 円という金額が高いかどうか。そのあたりについては、事後のアンケート等で確認をしていく必要があると思います。開始時刻が 7 時ですが、通常も 7 時 15 分頃には学校は鍵を開けていて、子どもが来れる状況がある中で、15 分に 2000 円を出すかどうか。そういう辺りは議論をしていく必要があると思います。

開始時刻を 6 時 30 分に早める等、大きく利便性がないと、朝の居場所づくりが意味を成しません。前のアンケートによると時間は何時から始めて欲しいという意見が多かったですか。

◎事務局

前のアンケートでは、7 時 30 分から 8 時にかけて始めて欲しいという声を多くいただいております。しかし実際に利用するしないにかかわらず、朝の居場所づくりが選択肢としてあれば便利であろうという思いでアンケートに答えていただいた方が多いと思われるため、実情には即していない部分もあるのかもしれません。

◆委員

普通は教職員の方が何時に学校にいらっしゃるのでしょうか。

◎事務局

7 時 15 分に必ず来なければいけないということはありませんが、7 時 15 分頃に教職員の方が来ていただいていることが多いです。

○教育長

基本は校務員さんが学校に 7 時 15 分頃に来て、開けています。特に校務員さんは夏になってくると朝なるべく早く来て開けています。そして校庭で子どもたちが遊んでいますが、教職員はその場にいても管理する義務はありません。もしそこで子どもたちが怪我をしたとしても、基本的には保護者の責任で学校の管理下ではないです。ただ今回朝の居場所づくり事業を始めることで、松阪市の管理になり保険も効きます。学校が始まるまでは市管轄の公園で遊んでいるといったイメージになると思います。

○教育長

他に事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 18 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第 18 号は、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 19 号「社会教育委員の委嘱について」につきまして、事務局から説明願います。

【議案第 19 号 生涯学習課長から説明】

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 19 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第 19 号は、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 20 号「松阪市教育支援委員会委員の委嘱について」につきまして、事務局から説明願います。

【議案第 20 号 学校支援課長から説明】

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

教育支援委員会の仕事内容について教えてください。

◎事務局

教育支援委員会は、教育関係者や、保育関係者、医師、心理士などで構成される会で、重度障害生徒の可能性を伸ばし、社会参加や自立を目指すために望ましい就学について、専門的な見地から検討、助言を行っていただきます。

○教育長

特別支援の障がいの可能性がある子も含めて、就学前であれば、この委員会で、この子は地域の学校行って普通学級へ行くのか、特別支援学級へ入るのか、或いは特別支援学校行くのが適切なのかをここでご判断をいただきます。以前は、就学支援委員会・教育支援委員会・就学指導委員会という名前でした。

実際毎年何人が審議されるのですか。

◎事務局

令和 7 年度は 241 人の審議がありました。令和 6 年度は 254 人、令和 5 年度は 214 人、令和 4 年は 221 人、令和 3 年は 206 人ということで、増加傾向にあります。

○教育長

実際に何人が特別支援学校に、何人が特別支援学級にふさわしいと審議されたのか、教えてください。

◎事務局

令和 7 年度に特別支援学級が望ましいと判定された子どもは 154 人、通常学級が望ましいと判定された子どもは 52 人、特別支援学校が望ましいと判定された子どもが 35 人います。

○教育長

特別支援学校が望ましいと判定された子ども 35 人のうち、実際に特別支援学校に通っている人数は何名ですか。

◎事務局

特別支援学校に就学した児童生徒につきましては、小学部中学部含めて 16 名です。

◆委員

特別支援教育振興会とはどのような組織ですか。

◎事務局

特別支援教育振興会とは、特別支援教育の布教や振興を行う組織です。特別支援教育に携わる先生方が主に運営し、様々な行事を行っております。

○教育長

メンバーは学校の先生方です。保護者の方は入っていません。昔は夏休みに特別支援学級の子どもたちは、両親の方が夏休みの間子どもがずっと家だと大変ということで、特別支援教育振興会の先生方に数日、子どもを見ていただいていたいました。

○教育長

他に事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 20 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第 20 号は、原案どおり可決いたしました。

[illegible]

○教育長

議決事項が終了いたしましたので、報告事項に入ります。

報告第 27 号につきまして、事務局から説明願います。

27. 松阪市総合体育館あり方検討委員会設置要綱の制定について

(報告第 27 号 スポーツ課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質問等がないようなので、報告第 27 号を承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 27 号は承認いたしました。

次に報告第 28 号につきまして、事務局から説明願います。

28. 松阪市給食費負担軽減交付金交付要綱の制定について

(報告第 28 号 給食管理課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

別表を見てみると、「生活保護法の第 13 条に規定する教育扶助の対象者又は学校給食法第 12 条第 2 項による要保護児童生徒援助費補助金の対象者である場合は、別途定めるところに従い、当該対象者に係る経費は交付対象経費から除く」と記載がありますが、特別支援学級はどうですか。

◎事務局

ここで記載されている内容について、生活保護世帯ということになりますので、基本的には市でいうと保護自立支援課が対象としている子どもたちということになります。

一方、学校教育課の方の就学援助及び、特別支援学級に在籍する児童で特別支援教育

就学奨励費補助金の対象者につきましては、含むということで 5,200 円は国に申請します。

○教育長

学校給食法の要保護児童生徒は除くのですよね。

◎事務局

基本的には国の補助対象の経費は除かれることになると思います。100%国の補助が出る人は、対象外ということになると思います。学校給食の扶助の方が生活保護の方から出ていますので、そちらの方になると認識しております。

○教育長

学校給食法でいう要保護準要保護児童生徒というのは、学校教育課の就学援助制度の対象の要保護準要保護とは違うのですか。

◎事務局

違います。

○教育長

念のため確認しておいてください。特別支援の部分につきましても確認してください。

他に事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質問等がないようなので、報告第 28 号を承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 28 号は承認いたしました。

次に報告第 29 号につきまして、事務局から説明願います。

29. 令和 8 年度 4 月児童生徒の問題行動等について

(報告第 29 号 学校支援課担当監から説明)

○教育長

今こういった暴力等が目立ってきた要因は何だと考えられますか。

◎事務局

背景といたしましては、人との関わりをしっかりと身につけていくときに、中学生がコロナ禍でいろんな制限が行われていて、本来なら培われる規範意識や、非認知能力、コミュニケーション能力等、十分に生活の中で身につけられなかったことがあると考えられます。

○教育長

他に事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質問等がないようなので、報告第 29 号を承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 29 号は承認いたしました。

次に報告第 30 号につきまして、事務局から説明願います。

30. みえ松阪マラソン 2026 の開催について

(報告第 30 号 スポーツ課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

◆委員

昨年初めて雨が降ったということで、今年は雨の対策というのはどのようなことを行っているのでしょうか。

◎事務局

ゴール地点の総合運動公園の芝広場が雨などでグチャグチャになってしまったという昨年度の反省点を活かし、荷物を取りに行く動線も含め、雨の対策をなんらか行っていくつもりです。そのように予算取りもしております。

○教育長

先行予約は現段階で何人になっていきますか。

◎事務局

24 日からエントリーを始め、宿泊と三重県民先行をあわせて 1,000 人のエントリーとなっております。

○教育長

他に事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質問等がないようなので、報告第 30 号を承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 30 号は承認いたしました。

○教育長

報告事項が終了しましたので、その他の方に入ります。その他事項 1 件、事務局から説明願います。

EXILE CUPの開催について

(スポーツ課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

最終どこに勝ち取ったのでしょうか。

◎事務局

静岡県磐田市です。

○教育長

その割に静岡県は1チームしか参加しないんですね。

◎事務局

そうですね、選抜ということです。

○教育長

宿泊の手配等きちんとよろしく願ひいたします。1,000 人は泊まれませんが、700 人ぐらゐは泊まれるのでしたか。

◎事務局

700 人よりもう少し多く泊まります。

○教育長

だれか LDH の有名な方がいらっしゃるのでしょうか。

◎事務局

EXILE の橘ケンチさんに来ていただきます。

○教育長

全国 456 チーム、3871 名という参加が去年あったようです。5 月 31 日に行われるそ

うです。1日で終わるのですか。

○教育長

はい、6コート作るので1日で終わります。

◆委員

駐車場についてはどのように対応されていますか。

◎事務局

駐車場につきましても多目的グラウンドがありますので、そちらにラインを引いて対応させていただきます。おそらくチームでいらっしゃるので乗り合わせで来ていただきたいと思います。

○教育長

この案件はこれにて終了いたします。

それでは委員のみなさまから何かございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

新しく議会にあげる事業について教えてください。

◎事務局

今回、部活動の地域展開というところで補正の方あげさせていただくことになっております。今回の補正につきましては、スポーツ庁及び文化庁の補助金事業制度を活用したもので、国の補助金の補助率 10 分の 10 の補助金で、申請をして補正の方を行います。

まず事業の概要におきまして、松阪市では、部活動の地域展開として、地域 CS を活用した地域とともにある部活動ということを目指して取り組んでおります。

それに関わりまして本事業、申請をしたところ国の方から補助金を 3700 万ほど頂けるというふうになっております。この補助金を活用しまして、中学校の部活動について、持続可能な運営体制を構築するとともに、生徒が将来にわたり継続して、スポーツ文化活動、芸術活動に親しむ機会を確保することを目的として、今回モデル校を 3 校程度指定して、CS（学校運営協議会）の機能を活用した、地域と連携協働した取り組みを検証していくことを考えております。

○教育長

消耗品費と需用費だけで 3,200 万円の事業というのはこれまでありませんでした。この要望は通らないかもしれないと腹をくくっていたのですが、3 年のスポーツ大賞のうち土性さんの件、EXILE のダンスプロジェクトの件で 2 回大賞を受賞し、満額で要望が通りました。良い点は 3 つあり、1 つ目は単年度予算で来年はなくなりますが、備品として物が充実します。2 つ目は指導の継続、事業の継続性が図れます。3 つ目は地域連

携について後進国であった松阪市が前に進み、コミュニティ・スクールとして、しっかりと充実が図られます。今年度行われる事業で、大変ではあると思いますが担当部局は充実を図ってください。

○教育長

他に委員のみなさまから何かございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

それでは、最後に事務局から次回の定例会の日程報告をお願いします。

◎事務局

次回の教育委員会定例会でございますが、6月29日月曜日、午後1時30分から教育委員会室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○教育長

これをもちまして、令和8年5月第7回松阪市教育委員会定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午後2時42分 閉会